

令和4年7月1日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

物価高騰対策として、水道料金の基本料金を免除します

コロナ禍において、原油価格・物価高騰に影響を受ける市民のみなさんを支援するため、紀の川市独自の対策として、水道の利用が増加する夏季に「水道料金の基本料金の全額免除」を実施します。

■対象…紀の川市と給水契約している基本料金が設定されている全使用者

■支援内容…水道料金のうち、基本料金を全額免除

※下水道使用料は免除対象外です。

※申し込みは不要で、口座振替または納入通知書発行の際に、基本料金相当額を差し引いて請求します。

■免除期間…令和4年9月～11月請求分(令和4年7月～9月使用分)の3か月間

■水道料金の基本料金…

一般家庭用(口径 13 mm)の場合、基本料金 1,250 円×3 か月=3,750 円免除

メーター口径	基本料金(月額・税込)
13・20 mm	1,250 円
25 mm	2,010 円
30 mm	2,890 円
40 mm	5,020 円
50 mm	7,790 円
75 mm	17,470 円

※メーター口径ごとに基本料金が異なります。

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 上下水道部 水道総務課

担当：片山・藤田 TEL:0736-77-2511 本庁5階

